

志賀原発を 廃炉に! 原告団ニュース 第22号

原告団事務局 〒920-0024 金沢市西念3-3-5 フレンドパーク石川5F TEL (076) 261-4657 (発行責任者 堂下健一)

2号機適合性審査の現状—再稼働の展望が開けない北陸電力—



裁判所前で訴える北野原告団長(10/18)

今春3月26日の第26回口頭弁論で加島滋人裁判長が示した「原子力規制委員会の議論を見守るのが妥当」という新たな審理方針に対し、私たちは「司法の責任放棄を許さない」と抗議の声を上げ、弁論の再開、早期の結審を求め続けています。司法への諦めは逃げる裁判長を安堵させ、なにより北電を喜ばせることになります。いまは大事な踏ん張りどころです。

一方、北陸電力はどうでしょうか。早期の敗訴は免れたものの、1、2号機の停止から7年9カ月となります。社内は「いつかは動くだろう」という当初の楽観的雰囲気から「本当に動くのか」という危機感に変わってきていると、地元紙が報じています。

北電は私たちの落胆以上に追い詰められているのです。以下、加島裁判長が「見守る」とした規制委の適合性審査の状況を確認したいと思います。

北電が2号機の再稼働に向け新規制基準適合性審査を申請したのは2014年8月12日。敷地内断層の活動性を評価する有識者会合が立ち上がって間もなくの時期であり、北電の非常識さと再稼働への焦りが浮き彫りとなりました。当然ながら規制委は実質的審査を先送りしましたが、申請を受けての第1回目の審査会合では、その申請書の余りの薄さ（川内原発の10分の1程度）に委員からは「先行する他の原発の審査会合から学んでいるのか」、「修正ありきで申請しているのではないか」など、厳しい指摘が北電にぶつけられました。

その後、2016年4月27日に有識者会合の評価書が規制委に提出され、その年の6月10日から現在まで計7回の審査会合が開かれています。志賀原発に関する当面の審査のテーマは「地質・地質構造」、つまり活断層問題です。この問題をクリアしないと他の新基準に関する議論には入れないのです。

その活断層問題、審査再開から2年が経過しても、依然評価対象とする断層の選定を巡る議論が続いています。有識者会合で活断層とされた1号機の原子炉建屋の下を走るS-1断層、2号機のタービン建屋の下を走るS-2・S-6断層だけでなく、志賀原発の敷地の陸域、海域を合わせると全部で21本もの断層があります。北電は当初、2号機の適合性審査なのでS-2・S-6断層の活動性を覆うことができればOKとタカをくくっていたようですが、規制庁から冷却系配管が走る海域部も確認するよう求められ、海域部のK-2、K-3断層を加えた3本を提示

しました。ところがこれだけでは不十分とさらなる追加調査が求められ、今年3月の審査会合で渋々2号機の原子炉建屋の下を走るS-4断層と敷地内で最大のS-1断層も追加する方針を示しました。しかし、更なる拡充を求める規制庁に対して、北電は5本に絞る科学的根拠を明示できません。再チャレンジの^{ずさん}前回9月21日の審査会合では、杜撰な資料を審議することは「時間の無駄」とまでこき下ろされ、さらに規制委の石渡委員からは「全部（21本の断層）をきちんと検討していただいても構わない」とのダメ出し発言まで飛び出しました。回を重ねるごとに評価対象とされる断層の本数は増え、再稼働の道筋は立たなくなっているのです。



北國新聞(9/22)より

こうした中、断層の活動性の有無を巡る実質的審議が行われたのは今年7月6日の審査会合の一回だけです。北電が一步前進と小躍りして迎えた審査会合でしたが、規制庁からは資料不足や論理構成の再整理など厳しい指摘が続き、中でも内藤調査官の発言は簡潔明瞭で、「われわれは（断層が）古そうだというデータではなく、12～13万年以降に動いていないという明確な証拠を求めている」と北電の示したデータを切り捨てました。1989年12月、活断層の存在が指摘されながらも強引に着工された志賀原発ですが、北電はいまだ活断層を否定する明確な証拠を出せずにいます。当たり前のことですが、活断層を「活断層でない」と証明することは無理なのです。

適合性審査が再開されて2年あまり、再稼働は闇の中へと消えつつあります。適合性審査の結論を待つこと自体が時間の無駄、活断層上の原発を放置し私たちの命と暮らしを脅かし続けるのは司法の怠慢であり、責任放棄に他なりません。（原告団事務局）



志賀原発の廃炉を北陸電力に申入れ

原告 林 秀樹

11月7日、石川・富山13団体の代表15名が富山市の北陸電力本社を訪問しました。事前交渉の結果、今回はこれまでのように同社が申入書を受け取るだけでなく、質問にも答えることになり、松田直樹地域・広報課長が対応しました。

最初に、「さよなら！志賀原発ネットワーク」の中垣たか子代表が申入書を読み上げました。

申入書の中では、2号機の適合性審査が一向に進んでおらず、審査会合で同社の提出した資料に説明不足や誤記などがあまりに多いため、委員から「論外」、「時間の無駄」といった厳し

い言葉が投げかけられたこと、そのような北電に「こんな会社が原発を動かしているのか」「まだ動かす気なのか」などと住民が不安を募らせていることを指摘し、志賀原発1、2号機の廃炉を社長宛に申し入れました（別紙「申入書」参照）。

松田課長からは、「申入書の内容は社内で共有させていただく。ステークホルダー（利害関係者の意か？）のみなさまにご迷惑をかけている点については、当社として最大限努力し、安全対策、コスト削減に取り組んでいる」という回答がありました。

以下は、私たちがそれぞれの立場からやりとりした質疑応答の一部です。

Q. 適合性審査をYouTubeで見ているが、全く進展していない。そもそも「活断層」を「活断層でない」と証明するのが無理。審査結果はいつごろ出ると想定しているのか。（北野団長）

Q. 原発は全く発電していないのに、毎年500億円もの維持費がかかっている。水力の発電費用の倍であり、これでも原発の発電コストは安いといえるのか。（中垣さよならネット代表）

A. 原発の維持費はかかっているが、運転できれば取り戻せると考えている。適合性審査の^{めど}目はわからない。（松田課長）

Q. 地元の県民、議員、マスコミの間で、推進・反対を問わず「本当に北電は原発を動かせるのか」という不安を持っている。川内原発（鹿児島）再稼働直前に石川県議団で視察に行ったが、九電は規制委員会の対応に社員数百人を何か月も東京に常駐させ、お金も注ぎ込んでいる。「北電にそんな事ができるのか」との声が視察団の中から上がった。（盛本石川県議）

A. 川内原発の情報は聞いている。そういう段階になったら、われわれもやる。（松田課長）

Q. 北電は富山にとって重要な企業。無配への転落や、電気料金値上げの原因である原発から撤退するよう、筆頭株主である石井富山県知事に申し上げた。（島村富山県議）

Q. 九電の情報は聞いていると言うなら、適合性審査でのあの失態は何なのか。原発推進の議員もあざれている。（堂下原告団事務局長）

北陸電力の今の経営陣は容易に原発を止めないでしょうが、客観的な条件、すなわち、目途さえ立たない適合性審査、再生可能エネルギーの拡大、脱原発の世論などに真剣に向き合わない限り、将来無用な会社の烙印を押されることになるでしょう。



申入書を読上げる中垣さよならネット代表（11/7）



全国原発立地議会サミット報告

原告団事務局長 堂下 健一

このサミットは隔年秋に開催されており、今回は10月30～31日、東京の品川プリンスホテルが会場でした。全国の原発立地24自治体の議員・職員と、電力会社並びに関連会社などから約450名が参加しました。

今回の各分科会のテーマは以下のとおり。

- ①「原子力政策と地域振興」
- ②「低炭素社会と原子力の在り方」
- ③「原子力発電所の再稼働と原子力防災体制」
- ④「核燃料サイクルと放射性廃棄物の中間貯蔵・最終処分」
- ⑤「福島原発事故被災地域の再生と各立地地域の廃炉に対する地域振興」



今回参加して一番強く感じたことは、福島原発事故の風化が加速しているということです。

原発事故後に開催されたのは2012年11月、その時講演したのは富岡町の町長でした。原発はやめた方がいいと言いたいのに、言えない苦悩を言葉の端々から感じました。「再稼働に当たってはよくよく考えてください」という言葉で締めくくったと記憶しています。分科会でも、福島県内で推進してきたと思われる議員諸氏が「今度事故が起きた時はみなさんが責任を負うことになります。その覚悟はありますか」と必死に訴えていました。

回を重ねるごとにそのような意見は少なくなり、今回に至っては、「福島の被害者に補償をするためにも東電は柏崎原発を再稼働すべきだ」という意見が他県の議員から出ていました。福島県内の議員からは、復興政策のまやかしか、国が被害者と真剣に向きあっていないことへの不満も噴出しました。全体の中では少数派ですが、エネルギー政策に対する批判と原発からの撤退、再生エネルギーへの方針転換や、先の見えない（先送りされている）廃棄物問題なども指摘されました。

集会の状況は世論の動向からは大きく乖離していますが、福島事故後の現状を鑑みて「このままでいいのか」と問う原発立地自治体議員の増加にも注目したいと思います。

年末カンパのお願い

今年3月の口頭弁論を最後に、9ヵ月も弁論を開こうとしない金沢地裁加島裁判長。一体いつまで職務を放棄しつづけるのか？

このような「異常事態」に対し、弁護団も手をこまねているわけではありません。期日指定の申立書を提出する一方、さらに取り組めることはないか、精力的に協議を重ねています。

弁護団の活動を支えるとともに、原告団としても法廷外の活動を強化していかななくてはなりません。みなさんの年末カンパで支えてください。金額はいくらでも結構です。お手数ですが、下記の方法で送金をお願いします。

- ①同封の払込取扱票を使って郵便局から送金する(ATM送金で手数料80円)。
- ②ゆうちょ銀行の総合口座からATMで送金する(送金先口座No13160-13252131)。
- ③北陸労働金庫本支店口座からATMで送金する(送金先口座No3610225)。
口座名は①②③ともに「志賀原発を廃炉に 訴訟原告団」
- ④労組など組織として加入している方は、所属組織の指示にしたがってください。